

●「尼崎市障害福祉計画(第5期)」の部会案に係る意見一覧表（目標値）

資料 3

通 番	提案者	意見提出先	提出意見	対応	回答案
	会議名	項目等			
1	自立支援協議会	施設入所者の地域生活への移行に関する目標 (計画の目標値と考え方)	地域移行に関して受け皿となるグループホーム等の整備に加えて、1人暮らしを希望する方に対して体験ルーム等の整備についても今後検討していただきたい。	意見を参考とする	本市では、「地域生活支援拠点」の機能である「体験の機会・場（障害のある人の一人暮らしやグループホームの体験利用）」について、既存の社会資源（グループホームや短期入所）を活用することとしており、そのコーディネート（利用できる施設の把握や相談支援機関への情報提供等）を「障害者安心生活支援事業」で行うこととしています。
2	計画策定部会	【目標値】市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置状況	国指針の定める協議の場の設置において、市町村は、「平成32年度末までに協議会やその専門分科会など保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。」と書かれてあるが、尼崎市は、国に準じて32年度までに設置することを見込むとしているが、国に合わせる必要はなく、一年繰り上げて設置するとしてはどうか。予算が関連するからなのか。	意見を参考とする	「（新設）市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置」については、現行の高齢者を対象とした地域包括ケアシステムとの調整や厚生労働省からの具体的な運用が示されていないことから、計画では、国の指針のとおり、平成32年度末までと設定しますが、早期の実施が可能な場合は、計画値に拘らず、繰り上げ実施等も検討してまいります。
3	計画策定部会	【目標値】市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置状況	資料1-3にもありますが、目標「保健・医療・福祉関係者の協議の場の設置」において、どうして「当事者」「家族」が入らないのでしょうか。自立運動のスローガンとして生まれた「わたしたちのことを私たち抜きで決めないで」の障害者権利条約の精神ともなったこの言葉を今一度考えてもらいたいです。地域包括ケアシステムの構築は家族会を長年やっている私たちが、望んでいたものです。国の資料を見ると、アウトリーチの言葉が並び、入院医療のみに頼らず、精神障がい者の急性増悪の対応も含め本人の疾患の状態やその家族の状況に応じていつでも必要な保健医療サービスや福祉サービスが受けられる。また、未治療者や医療中断者の早期支援も充実、家族支援も充実させるとあり、これが実現すれば、地域で自分らしく安心して暮らせるようになると思います。	意見を参考とする	「（新設）市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置」については、現行の高齢者を対象とした地域包括ケアシステムとの調整や厚生労働省からの具体的な運用が示されていないことから、現時点で、具体的な方策について、説明することはできません。 しかしながら、地域の支援者等の連携や情報共有など、当該協議の場を設置する趣旨を踏まえると、「当事者」や「家族」が参画することも想定されることから、引き続き、国の動向を踏まえて検討してまいります。
4	計画策定部会	地域生活支援拠点等の整備に関する目標	第5期計画の目標値として、平成29年度中に市域で1か所とあり、平成30年1月に基幹支援相談センターの設置の説明があった。これは、4期の目標であり、進捗状況も、1月が過ぎれば、H29年度2か所と入るのだと思う。それを、5期の目標にしているのはなぜか？ 地域生活支援拠点は、尼崎では面的整備を取られるのであろうが、基幹支援センターの設置で終了ではないと思う。	意見を参考とする	本市の「地域生活支援拠点」は、当該拠点が有すべき各機能について、複数の機関や事業所がその役割を担い、連携を図る「面的整備型」によって整備することとしています。そのため、本市では従来の相談・支援機能に加え、「基幹相談支援センター」や緊急時の受け入れや対応を行う「リレくらしサポートセンター」、夜間・休日における緊急通報・相談の受付ダイヤルを設置するなどし、市域における拠点整備数を「1か所」としています。 今後、当該拠点が持つ機能を円滑かつ効果的に進めていくため、関係機関等との協議を進めていくとともに、運用状況等も踏まえながら、必要に応じて更なる機能充実に努めていきます。
5	計画策定部会	地域生活支援拠点等の整備に関する目標	地域生活支援拠点は障がい者の重度化、高齢化や「親なき後」を見据え、相談、体験の機会、場、緊急時の受け入れ、対応、専門性、地域の体制づくりなど障害者の生活を地域全体で支えるサービス作りとのことだが、既存の施設をつないで、事足りるものでないと思う。		
6	計画策定部会	地域生活支援拠点等の整備に関する目標	24時間の相談電話も始動しているはずだが、電話番号すらわからず、何処に公表されているのかわからない。	質問	障害者虐待通報や緊急の相談等にかかる夜間・休日の連絡体制（専用ダイヤル）については、保健福祉センターの開設と併せて、平成30年1月から設置することとしています。
7	計画策定部会	地域生活支援拠点等の整備に関する目標	精神障害者の家族の願いは、第1にグループホームがあげられる。親なき後のことを考えると、支援者のついた安心できるグループホームの設置を願っている。また、短期入所ショートステイは、精神の人を受け入れるところは、精神科病院（他市）しかないと思っていたが、尼崎市内でも、市のホームページを見るといくつか出てくる。しかし、あまかれん内で、そのようなところを利用したと聞いたことがない。実態はどうなのかも疑問である。	質問	精神障害のある人の平成28年度のグループホーム利用者数は43人、短期入所利用者数は2人となっており、市内で主に精神障害のある人が利用できるグループホームは14か所、短期入所は18か所あります。 現在、担当課において、短期入所の利用を希望したが断られたといった相談はお聞きしていませんが、利用しにくい実態があるのか確認してまいります。 また、今後は「リレくらしサポートセンター」において、市内グループホームの利用状況の把握や情報提供等に取り組んでいくこととしています。
8	自立支援協議会	就労定着支援における職場定着率	（国の指針に定める通り）最終的に一般就労に向けて、年々目標値を高く設定する動きは賛同できる一方で、かなり背伸びをしてハードルの高い福祉的就労をしている利用者も現存している。 （例えば職員や、他の利用者へ暴言を吐く、あるいは無断欠勤をするA型利用者、居眠りをしてしまうA型利用者、長期休養をしてしまうA型利用者）焦らず無理をせず、個別支援計画を立てた方が良いケースもある。	意見を参考とする	障害のある人の就労ニーズが高まる中、本市においても就労系サービスの利用者数は年々増加傾向にあります。ご意見にあるとおり、個々の利用者に合った支援を行うことが重要であるため、サービス等利用計画や個別支援計画の作成にあたっては、引き続き、適切なサービス提供に努めていくこととしています。

●「**尼崎市障害福祉計画(第5期)**」の部会案に係る意見一覧表 （必要量確保のための方策）

通 番	提案者	意見提出先	提出意見	対応	回答案
	会議名	項目等			
9	計画策定部会	訪問系サービス	移動支援からの移行先として日中一時支援を想定しているので、今後の方向性等の下線部分の「地域生活支援事業...進めていく。」の中に、「日中一時支援事業を充実し移動支援事業からの移行を進める」といった趣旨を加えてはどうでしょうか。	<u>意見を 反映する</u>	ご意見の趣旨については、3 - 「移動支援事業」の「必要量確保のための方策」に盛り込んでまいります。
10	計画策定部会	訪問系サービス	今後の取り組み方向のところで、「地域生活支援事業の給付の適正化において、移動支援事業を見直し、行動援護利用対象者について、移動支援事業から行動援護への移行を進めていく。また、基幹相談支援センターを整備して、相談支援事業所の人材育成や連携強化に取り組み、「障害福祉サービス等に係るガイドライン」に即したサービス等利用計画を作成し・・・」と書かれていますが、通院等介助と身体介護の外出支援は、視覚障害者にとって重要なサービスと認識していますが、福祉計画の中でどのように位置づけられているのでしょうか？	質問	ご意見にある視覚障害者の外出支援については、障害福祉サービスの「居宅介護（身体介護及び通院等介助）」となるため、1 - 「訪問系サービス」に位置付けられています。
11	計画策定部会	日中活動系サービス	生活介護事業所については、サービス内容についてばらつきがあり、個別支援ができているところとそうでないところが見受けられます。今後の方向性等の箇所、「本市においても...」から改行し、「すべてのサービスにおいて、事業者のサービスの質の向上」といった趣旨を加えてはどうでしょうか。	<u>意見を 反映する</u>	ご意見の趣旨については、1 - 「日中活動系サービス」の「必要量確保のための方策」に盛り込んでまいります。
12	計画策定部会	日中活動系サービス (就労継続支援A型)	最近の（全国的な倒産等の）情勢を鑑みて、適正な賃金払いができていのかどうか、会計等を利用者に開示するなど透明性を担保できるような仕組み作りなどを説明会などを開催して促進していくようにするのはどうか。	意見を 参考とする	就労継続支援A型については、現在、厚生労働省通知の「指定就労継続支援A型における適正な運営に向けた指定基準の見直し等に関する取扱い及び様式例について」に基づき、賃金及び工賃等の状況を把握し、改善指導等を行っています。引き続き、指導改善等を行うとともに、状況に応じて、新たなサービスの質の向上に向けた取り組みを進めてまいります。
13	計画策定部会	障害児通所支援	放課後等デイサービスは保護者が支援内容等をよく把握していないということと保育所等訪問支援については保護者が支援内容を知らないということが見受けられます。次年度の方向性等の中に、「保護者に支援内容の理解を進める」、「事業所と教育機関との連携」といった趣旨も加えたらと思います。	<u>意見を 反映する</u>	ご意見の趣旨については、2 - 「障害児通所支援」の「必要量確保のための方策」に盛り込んでまいります。
14	計画策定部会	障害児通所支援 (放課後等デイサービス)	「本市においても...努めていく。」となっているが、ガイドラインの周知のための説明会を開くとともに市のHP等で（もちろん自前のHPがある場合は各事業所でも）ガイドラインの遵守ができていのかどうかを示していくのはどうか。	意見を 参考とする	放課後等デイサービスについては、現在、指定・管理権限が兵庫県となっており、また、事業所はサービスの質の評価や改善の内容等について、インターネット等による公表が義務付けられています。そのため、本市での説明会の開催や市ホームページによる運営状況の公表について検討は行っていません。なお、今後、指定・管理権限の移譲や障害福祉サービス等の情報公表制度の創設が行われることから、状況に応じて、サービスの質の向上に向けた取り組みを進めてまいります。
15	計画策定部会	相談支援事業	「特に、相談支援事業所の人材育成や連携強化、質の高い計画相談支援の促進については、本市における喫緊の課題となっているため、委託法人との連携を密に図り、研修や連絡会等の定期的な開催を行っていく。」となっているが、2所化と関連して尼崎市難病連では、市に要望して、当事者のピアカウンセリングを実施し、少しずつですが、増加してきています。そして、当事者だからこそできるサポートの方法もあり、ある相談された方からも喜んでもらった経験あり。この中に障害者団体の当事者相談員が参加できるような工夫はできないのか。	意見を 参考とする	「相談支援事業」は、行政の相談窓口をより多く、地域で設置できるよう、窓口機能を社会福祉法人に委託しています。一方、当事者等による相談事業については、別途、障害特性に応じて相談員活動（ピアカウンセリング）を実施しております。それぞれの事業は、趣旨の異なるもので、それぞれが機能することにより、相談機能が充実するものと考えております。
16	自立支援協議会	意思疎通支援事業	必要量の確保のための方策については、意思疎通支援者を確保していくために制度周知と同時に、広く市民に向けて意思疎通支援とは何かを広報し、支援者の裾野を広げるための啓発方法を検討するという文言が入れられないでしょうか。	<u>意見を 反映する</u>	ご意見の趣旨については、3 - 「意思疎通支援事業」の「必要量確保のための方策」に盛り込んでまいります。
17	計画策定部会	小規模作業所	小規模作業所からの移行について、情報提供等に取り組んでいくとなっているが、5か所ということも踏まえて具体的に事業者へ個別ヒアリングを実施して、移行できない課題点を洗い出すことはできないか。課題点を洗い出した上で、地域活動支援センターでは客観的に難しい活動については今後の施策等で検討していくのはどうか	意見を 参考とする	小規模作業所については、これまでも法内施設への移行について話し合いを重ね、既存施設が移行できない理由として、「主に利用定員が地域活動支援センターの規定（10人以上）を満たすことができない」といったことを確認しています。引き続き、法内施設への移行について検討を進めるとともに、当該事業については、県の補助制度の動向も注視し、今後の施策等を検討していきます。

●「尼崎市障害福祉計画(第5期)」の部会案に係る意見一覧表 (その他)

通 番	提案者	意見提出先	提出意見	対応	回答案
	会議名	項目等			
18	計画策定部会	その他	9月5日に実施された第1回計画策定部会の議事の中で、委員の一人が、「地域入所者の地域生活への移行に関する進捗状況の数字について、その人数のうち、どのような状態の人なのか等がわからないと、目標設定はできないのではないか」と質問されたが、それに対して、部会長が「それをしていると膨大な時間等が必要になっているので、現状ではそこまではいかなものか」との受け応えだったと記憶しています。ただ、こちら側でも、そのあたりの意見が出て、過去の実績数から推測を立てて、次の数字をたてて書かれているだけのように感じるとの意見ありました。人数を記載するだけではなく、もう少しその人数に、どのような障害なのか、また年齢などの条件を付け加えることによって、より正確に目標を立てることができるのではないかと思います。そうでないと活きたものにならないのではないかと思います。	意見を 参考とする	ご意見にあるとおり、地域移行者数の目標値設定にあたっては、過去の実績等を勘案するだけでなく、施設入所者等の支援状況や地域生活への移行ニーズ等も踏まえて設定することが望ましいと考えます。しかしながら、本市においては、サービス等利用計画の作成が遅れている等、施設入所者全員の状況等を把握することが困難なため、第5期計画の目標値については、現行計画の考え方を踏襲して設定することとします。なお、今回のご意見については、次期計画策定時の課題とさせていただきます。
19	計画策定部会	その他	福祉計画策定において、サービスの利用者がどのくらい満足されているのかという観点で検討された形跡が見当たらない。	意見を 参考とする	第4期計画では、「尼崎市障害者計画等の改定に係るアンケート調査」において、障害福祉サービス等の利用状況や利用できない理由等について伺っており（利用できない状況が18歳以上で1割以下、18歳未満で2割以下）、その回答や傾向をもとに考察をまとめています。引き続き、第5期計画においても、同様にこれらの内容も踏まえながら、策定してまいります。

●「尼崎市障害福祉計画(第5期)」の部会案に係る意見一覧表（必要量の見込み、サービス等見込量）

通番	提案者	意見提出先	提出意見	対応	回答案
	会議名	サービス等の種類			
20	計画策定部会	訪問系サービス	近年は、出生時や幼少期に脳性麻痺により障害を得る者が減少の傾向にある。しかし、以前は肢体障害者の障害の原因は脳性麻痺によるものが多く、また、短命であるとも言われてきた。医学の進歩により平均寿命は急速に延びているが、障害は加齢とともに進行しADLは低下していく。そして、特に脳性麻痺の障害者の特性として「魔の60歳」と言われるように、60歳前後より障害が急激に進み「重度訪問介護」を必要とする者が増える傾向にあり、現在、「居宅介護」を利用している者が、「重度訪問介護」へ移行してその利用量が増加すると考える。第5期尼崎市福祉計画において、「重度訪問介護サービス」の見込み量の設定が低いのではないかな。	意見を参考とする	ご意見にあるとおり、障害のある人の高齢化に伴って障害の重度化が進むことにより、「居宅介護」から「重度訪問介護」へ移行する利用が増えることも想定されますが、現在のところ、「重度訪問介護」のサービス量は大きな増加となっていないため、近年の実績の推移（経年変化）よりサービス見込量を設定しています。引き続き、「重度訪問介護」の経年変化について把握し、増加傾向が大きくなれば、その傾向に応じて見込量を設定してまいります。
21	計画策定部会	訪問系サービス	訪問系サービスの必要量の見込みにおいて、「移動支援事業の運用変更（平成29年10月開始）により「行動援護」の利用が一定見込まれることを踏まえ、第5期計画では、近年の利用実績と「行動援護」の利用見込量を勘案して必要量を見込みます。」と書かれていますが、移動支援事業については、自立支援協議会で見直しの議論をしてきました。 今回、移動支援事業から行動援護への利用のことが書かれていて、その行動援護の見込量を積算中とのこと。 次回には書かれてくと思いますが、移動支援事業は地域生活支援事業、行動援護は障害福祉サービスですので、行動援護に移行すればするほど、市の財政負担は軽減できるのではないかと思います。 ただ、その見込量を積算するとき、利用目的によっては、行動援護を利用できない場合もあるのかもしれませんが、その時は移動支援事業を使えるような、少し幅の持たせた運用になるよう、積算量の見込の設定をしてほしい。そのようなことを含んだ解釈ができるのでしょうか。それならば、良いのですが。	意見を参考とする	「行動援護」と「移動支援事業」については、利用者の身体状況等によりサービスの種類は異なりますが、その利用目的はほぼ同一の内容となっています。 また、制度本来のサービスのあり方を含めた適正化に取り組む観点から、行動援護対象相当の移動支援事業利用者が、第5期計画期間で段階的に「行動援護」に移行されるよう、それぞれのサービス量を見込んでいます。 なお、「行動援護」の支給決定を行う際には、市内に指定行動援護事業者が充足するまで、必要なサービス量を提供することが困難なことも想定されるため、柔軟な運用が実施できるよう、当面の間、移動支援事業と併せた形で支給決定（併給）を行うこととしています。
22	計画策定部会	訪問系サービス	視覚障害者の外出は同行援護及び居宅介護に含まれる通院等介助、身体介護などで支援されています。従って、居宅介護の内訳も比較検討するには必要ではないでしょうか。利用者数の推移も知りたいところです。 また、例えば同行援護は2種類の単価（単純ではないですが）でサービスが提供されていますが、単価に関係なく単純に時間を積算しています。単価ごとの積算も必要ではないのでしょうか？	意見を参考とする	「居宅介護」には「居宅における身体介護が中心である場合」、「通院等介助が中心である場合」、「家事援助が中心である場合」といったサービス類型がありますが、これらは障害のある人の在宅生活を支援するために一体的に行われるサービスであり、明確に区別しているものではありません。 また、「同行援護」には「身体介護を伴う場合」と「身体介護を伴わない場合」の2つの報酬区分がありますが、提供されるサービス内容は異なるものではありません。 そのため、「居宅介護」と「同行援護」については、それぞれのサービス全体における近年の実績の推移（経年変化）によりサービス見込量を設定しています。 なお、市町村障害福祉計画で定めるべき活動指標は、現行の本市計画に記載のある、各サービスにおける利用者数とサービス量の見込みと規定されているため、新たな指標を設定することは考えていません。
23	計画策定部会	1 -	訪問系サービスの必要量確保のための方策には、「本市においては、居宅介護等の事業所は一定確保されていますが、行動援護等の事業所が不足しています。そのため、移動支援事業を利用する重度の障害のある人について、行動援護等への移行を進めていくとともに、訪問系サービス事業所については、引き続き、指定基準や運営方法等についての情報提供に努め、設置の促進につなげていきます。また、基幹相談支援センターが中心となり、相談支援事業所の人材育成や連携強化、障害福祉サービス等ガイドラインに即した「サービス等利用計画」の作成を促進することで、訪問系サービスの適切な支給決定に努めていくとともに、訪問系サービス事業所の実地調査等を通じて、サービスの質の向上や確保に取り組んでいきます。」とされています。 「人材育成」と書かれてありますが、やはり、介護関連はなかなか力量が乏しい人が確率的に多くいるので、そのあたりはどのように具体的に確保していくのか。職員の報酬アップをしないとなかなか人材が集まらないと思います。	意見を参考とする	いただいたご意見につきましては、「必要量確保のための方策」に対する意見であり、その内容は、相談支援事業所の人材育成への具体的なご提案であるため、今後の取組の参考とさせていただきます。 なお、本市では現在、相談支援事業所担当者会での研修の開催や兵庫県との連携など具体的な支援に取り組んでいるところです。引き続き、計画案にあるとおり、相談支援事業所の人材育成に努めてまいります。

●「尼崎市障害福祉計画(第5期)」の部会案に係る意見一覧表（必要量の見込み、サービス等見込量）

通番	提案者	意見提出先	提出意見	対応	回答案
	会議名	項目			
24	自立支援協議会	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する目標設定	計画策定部会での意見にもあったように、当事者や家族などを協議のメンバーに入れることを明言すべき。以前から指摘しているように従事者だから専門性が高いというのは、時として誤りである場合がある。より当事者の立場に立った協議が行われるよう、国の動向は別にして尼崎市独自の方針として当事者および家族の参画を明記すべきと考えます。	意見を参考とする	当該協議の場の設置については、現時点で厚生労働省から具体的な運用等が示されていないため、計画に具体的なメンバー構成を明記することは困難ですが、当該協議の場を設置する趣旨を踏まえて、「当事者」を含む様々な関係者が情報共有や連携を行う体制を構築する内容である旨を計画に記載しています。
25	自立支援協議会	相談支援のサービス見込み量	作成が3割にとどまっている理由の分析をしないと、見込量は単なる打ち上げ花火になってしまうのではないかと。達成するつもりであるなら、分析と対策は必要だと考えます。	意見を参考とする	計画相談支援等（サービス等利用計画及び障害児支援利用計画）の作成については、本市の喫緊の課題と認識しています。 そのため、現在不足している指定特定・障害児相談支援事業者の設置や相談支援専門員の育成に向けて、指定事業所の担当者会等を定期的に開催し、現状の分析や課題の共有を行うとともに、今後の対策等についても協議・検討を行っています。 引き続き、相談支援専門員の育成やスキルアップにも取り組むなどし、次期計画期間での達成を目指してまいります。
26	自立支援協議会	相談支援事業	難病連からの意見と思われる内容が意見一覧表にあるが、相談員制度を活用していくつもりであるなら、親の会や身障連など限られたところから相談員を推薦してもらうのではなく、もう少し裾野を広げていくという方策はとれないのか。 また、市のホームページには相談員がいるということは触れておらず、市民の立場からするとあまり活用する気がないのではないかとという見方をされても仕方がない。名簿は個人情報保護の観点から載せられないのはいいとしても、存在を積極的にアピールすることは必要だと考えます。	意見を参考とする	現在のところ、相談員制度についての推薦基準を設けることが困難であることから、当事者の意見を参考に選定することを目的として、当事者団体からの推薦により相談員を委嘱しています。 また、当該制度や相談員の情報については、「福祉の手引き」に記載するとともに、市ホームページにも掲載しているところですが、当該制度の効果的な実施手法等については、当事者団体にもご意見をいただきながら、引き続き検討してまいります。
27	自立支援協議会	相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方	『利用計画の作成や地域移行・地域定着支援の推進に向けては、平成30年1月の「基幹相談支援センター（保健福祉センター）の設置...』とあるが、基幹相談支援センターの役割や、計画を作成をするためにどんな業務内容になるのかがよくわからない。	意見を反映する	いただいたご意見を踏まえ、「基幹相談支援センター」や「地域生活支援拠点」の役割が分かるよう、以下のとおり修文します（修正部分は下線を引いています）。 『利用計画の作成や地域移行・地域定着支援の推進に向けては、 <u>本市の相談支援体制の中核を担う「基幹相談支援センター（保健福祉センター）を平成30年1月に設置したこととあわせて、障害のある人の地域生活を支援するために必要な機能を有する「地域生活支援拠点」を地域の関係機関が連携・分担して整備するなど、市内の相談支援体制の強化に取り組んでいます。</u> 』
28	自立支援協議会	相談支援事業	『第5期計画の期間内における委託事業者の増設を勘案して必要量を見込みます』とある部分について。今後のことであり、まだわからないことやこれから検討する内容だと思いますが、もう少し詳しく教えてくださいと幸いです。	質問	本市の相談支援事業については、サービスの普及等に伴う相談支援ニーズの顕在化や多様化のほか、支援を必要とする障害のある人の増加等により、相談件数が年々増加していることから、更なる体制の充実が必要と考えています。そのため、平成31年度を目途として、新たな委託相談支援事業所（1か所）の確保を目指す旨を、サービス等見込量として掲げているものです。